

保育の必要性の基準の指数表

保育を必要とする事由及び細目				基準指数	
事由	細目			保護者1	保護者2
①就労	1. 就労 (外勤・自営業) (内定を含む。)	週5日以上 の就労	日8時間以上の就労を常態としている場合	30	30
			日7時間以上8時間未満の就労を常態としている場合	29	29
			日6時間以上7時間未満の就労を常態としている場合	28	28
			日5時間以上6時間未満の就労を常態としている場合	27	27
			日4時間以上5時間未満の就労を常態としている場合	26	26
		週4日以上週 5日未満の就 労	日8時間以上の就労を常態としている場合	28	28
			日7時間以上8時間未満の就労を常態としている場合	27	27
			日6時間以上7時間未満の就労を常態としている場合	26	26
			日5時間以上6時間未満の就労を常態としている場合	25	25
			日4時間以上5時間未満の就労を常態としている場合	24	24
	週3日以上週 4日未満の就 労	日8時間以上の就労を常態としている場合	26	26	
		日7時間以上8時間未満の就労を常態としている場合	25	25	
		日6時間以上7時間未満の就労を常態としている場合	24	24	
		日5時間以上6時間未満の就労を常態としている場合	23	23	
日4時間以上5時間未満の就労を常態としている場合		22	22		
2. 内職	月12日以上 の就労	日4時間以上の就労を常態としている場合	15	15	
②妊娠・出産		出産予定日の属する月が入園を希望する月(以下「入園希望月」という。)又は入園希望月の前2月若しくは後2月の場合	25	25	
		出産予定日の属する月が入園希望月の3月以上後の場合	15	15	
③疾病	入院	1月以上の入院が必要な場合 ※入園希望月に入院予定も含む。	30	30	
	居宅	精神性、感染性疾患、常時臥床により、3月以上の加療を要し、保育が常時困難な場合	30	30	
		1月以上通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合	27	27	
		上記以外の疾病等により、1月以上の加療を要し、保育が困難な場合	22	22	
④障がい	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳 A、A、Bの交付を受けていて、保育が常時困難な場合		30	30	
	身体障害者手帳3級、療育手帳Cの交付を受けていて、保育が困難な場合		26	26	
	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合		24	24	
⑤親族等の介護又は看護			病人や障がい者・要介護・要支援状態にある者の親族の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、保育が困難な場合		
⑥災害復旧作業			震災、風水害、火災その他の災害の復旧に関する作業に従事している場合		
⑦求職活動			求職活動を行っている場合(書類等により証明できる場合に限る。)	10	10
⑧就学又は技能取得			就職に必要な技能取得のために職業訓練校、専門学校、大学等に就学(内定を含む)しているため、保育が困難な場合		

備考

- 基準指数は、子どもを現に監護している保護者2人(原則、父母とする。)の基準指数を合算したものとする。現に監護する保護者が1人の場合については、条例第5条に規定する優先保育の基準に関する事項により、調整する。
- 事由①の細目の「就労」は、会社等に就職していること又は独立して自ら事業を営んでいること(以下「自営業」という。)を、「内職」は、居宅にて自営業以外で労働し、賃金を得ることをいう。
- 事由①に定める就労時間は、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の法令の定めるところにより取得する休憩等の時間を含むものとする。
- 不規則勤務等により、事由①に定める細目によりがたい就労の場合は、事由①に定める細目1に準じて基準指数を決定する。
- 事由②及び③並びに次項の「入園希望月」は、保育所等の利用を開始しようとする月をいう。
- 保護者のうち、就労し、かつ、妊娠している母(出産予定日の属する月が入園希望月又は入園希望月の前2月若しくは後2月に該当する者に限る。))については、いずれか基準指数の高い事由により基準指数を決定する。
- 事由⑤、⑥及び⑧に該当する場合は、その事実の有無のみにより指数加算の有無を判断し、基準指数は事由①の細目1に準じて基準指数を決定する。

保育の必要性の基準の調整の指数表

番号	保育の必要性の基準の調整事項	調整指数
1	65歳未満の同居の祖父母等がいる世帯の場合（保育を必要とする事由が求職活動の場合に限る。）	-1
2	65歳未満の同居の祖父母等がいる世帯で、当該祖父母等が傷病又は障害を有する場合（書類等により証明できる場合に限る。）	1
3	保育園の利用決定後に入園を辞退した場合（入園希望月の属する年度と、その次年度の利用調整（4月1次判定）に限り減点される。）	-2
4	保護者が滞納し、かつ督促を受けた保育料を支払っていない場合（解雇等により支払いが困難になった等の特別な事情があると認める場合を除く。）	-10
5	入園希望月の1日までに転入予定の方で、転入先住所等が確認できる書類がない場合	-10

優先保育の基準の指数表

指数表①

番号	保育の優先事項	優先指数
1	前年度住民税非課税のひとり親家庭（離婚調停中の家庭を含み、別居のみの家庭を除く。以下同じ。）に属し、かつ、祖父母等と同居していない子ども。	8
2	前年度住民税課税のひとり親家庭に属し、かつ、祖父母等と同居していない子ども。	6
3	前年度住民税非課税のひとり親家庭に属し、かつ、祖父母等と同居している子ども。	4
4	前年度住民税課税のひとり親家庭に属し、かつ、祖父母等と同居している子ども。	2
5	現に監護する保護者が1人の場合（他の保護者が単身赴任、別居等により子どもを監護することができない場合を含む。）。 例：父が単身赴任の場合、世帯が同じではない父の就労の点数などが付かない代わりに、この項目の優先指数の30点が付く。	30
6	生活保護法の適用を受けている世帯で、かつ、保護者の就労により自立が見込まれる世帯（就労支援員、ケースワーカー等による就労支援を受けている世帯及び公共職業安定所に求職申し込みを行っている世帯を含む。）に属している子ども。	2
7	生計を維持するために就労していた保護者が倒産・解雇による失業や傷病等により退職し、当該保護者又は他の保護者が速やかに就労することが必要な世帯（生活保護法の規定による生活補助を受けている世帯を除く。）に属している子ども。	2
8	入園希望月の末日の前日までに保護者の育児休業の期間が満了する子ども。	1
9	保育園等に入園することができなかったことを理由に保護者が育児休業を延長している子ども。	1
10	入園申請締切時、既に市内の認可保育施設（事業所内保育事業所は地域枠に限り、認定こども園は1号認定を受けて利用する者を除く。以下同じ。）に兄弟姉妹（入所時に卒園する者を除く。）が在園している子ども。	1
11	入園申請締切時、未就学児（入所時に未就学児である者に限る。）の兄弟姉妹が1人以上いる子ども。ただし、入園申請締切時までに対象となる兄弟姉妹がいることを申告した場合に限る。	1
12	現に市外の認可保育園（市外の小規模保育施設を含む。）、市外の認定こども園（1号認定を受けて利用する者を除く。）において日4時間以上かつ1月当たり12日以上の保育又は教育を受けている子ども。	1
13	現に認可外保育施設（認証保育施設を含み、地域型保育事業所を除く。）又は一時保育室において日4時間以上かつ1月当たり12日以上の保育を受けており、在室証明書（みなみ・しらこ一時保育室を利用している場合は、不要）を提出している0～2歳児の子ども。ただし、保護者のいずれかが育児休業を取得している場合を除く。	2
14	現に認可外保育施設（地域型保育事業に移行する施設を除く。）において保育を受けている子どものうち、年齢等により引き続き当該施設において保育を受けることができなくなる子ども。	2
15	保護者のいずれかが保育士資格を有し保育に従事するものとして市内の認可保育施設（一時保育事業を含み、既に市内の認可保育施設で保育を受けている者を除く。）において1年以上継続して勤務（内定を含む。）する場合。	5

指数表②

番号	保育の優先事項
1	保護者から虐待を受けている又は受けたことがあり、和光市要保護児童対策地域協議会において情報の交換及び協議が行われ、市が虐待を受けた保育を必要とする子ども及びその保護者に対し保護その他必要な支援を行っている子ども。
2	保護者の経済的又は身体的な事由により、保育を必要とする子ども及びその保護者に対し、母子保健相談事業による支援その他必要な支援を市が継続的に行っている子ども。
3	身体障害者手帳の交付を受けている又は身体障害者福祉法施行規則別表第5に規定する4級以上の障害を有し、保育園等で保育を受けることができる状態にある子ども。
4	療育手帳の交付を受けている又は埼玉県療育手帳制度要綱第3条第2項に規定するC以上の障害を有し、保育園等で保育を受けることができる状態にある子ども。
5	市内の地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）、市内の家庭保育室（地域型保育事業に移行する家庭保育室に限る。）又は和光駅前保育園により保育を受けている子どもで、当該保育の終了後に連携施設（連携施設が整備されていない場合は希望園）において保育を受けようとする子ども。
6	上記以外の場合で、緊急に保育の必要があると市長が認める子ども。

備考

- 優先保育の基準の指数は、指数表①の優先指数の合計とする。
- 指数表①のひとり親家庭とは、条例第5条第1号に規定するひとり親家庭をいう。
- 事業所内保育事業により保育を受けている子どもについては、地域枠の子どもは指数表②の5を、従業員枠の子どもは指数表①の13を適用する。
- 優先保育の基準の指数表②に該当する者がいる場合、その者を優先して保育を必要とする者として審査及び判定をする。